

「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイトのスクール情報ページ(以下「かわさきのオケイコ♪」という。)のプレミアムプランへの掲載サービス(以下「本サービス」という。)について、次のとおり定める。

第1条【掲載申込】

かわさきのオケイコ♪のプレミアムプランの掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、所定の申込書兼誓約書(以下「申込書等」という。)に所定事項を記入の上、「音楽のまち・かわさき」推進協議会事務局(以下「事務局」という。)に提出し、掲載申込を行う。その際は次の各号に従うものとする。

- (1) 同一の運営者が複数の指導会場を持つ場合、1会場ごとに掲載申込を行うことができる。
 - (2) 希望する掲載プランについて、プレミアムを選択すること
 - (3) 申込書等における代表者は、掲載を申し込むスクールの運営代表者又は当該指導会場の責任者を記入すること
 - (4) 申込書等への記入内容はその時点で最新のものとし、かつ誤りや虚偽のないようにすること
 - (5) 掲載を依頼する情報には、期間限定の内容など掲載開始後頻繁に更新・変更する必要のあるものを含まないこと
- 2 申込書等は、事務局が指定する電子データ様式により提出することができる。

第2条【サービス提供の要件】

前条に基づく掲載申込を行ったスクールが次の各号をすべて満たす場合、事務局は、掲載すべきでない特段の事情がない限り、申込書等に記入された情報をデータベースに登録し、次条に基づき本サービスを提供する。ただし、プレミアムプランでの申込を受けたスクールについて、事務局の判断により標準プランを適用することがある。

- (1) スクールの内容が、音楽(歌唱、楽器演奏、音感・リズム感の訓練、作編曲など)を対象とするものであること(舞踊、ダンスなど事務局が認める音楽関連分野を含む。)
- (2) 有償無償を問わず、特定または不特定の相手に対して、反復・継続的に指導機会を設定するものであること
- (3) 指導会場が川崎市内に所在すること(特定の指導会場を持たない講師派遣型のスクールで、川崎市内を派遣対象地とするものを含む。)
- (4) スクールの運営者及び従事するスタッフ(名目上、実質上のいずれかを問わない。)に、暴力団、テロ組織、差別的言論団体、特殊詐欺組織等の反社会的団体組織と関係する者がいないこと
- (5) スクールの中で、宗教目的、政治目的を含んだ音楽活動を行わないこと

第3条【サービスの内容】

事務局が提供する本サービスの具体的内容(掲載項目、表示機会等)は次の各号のとおりとする。

- (1) プレミアムプランが適用されるスクールは、申込書等に記入した同プラン用の掲載項目が、各スクールの個別情報画面に表示される。また、そこから抜粋された情報が、かわさきのオケイコ♪の初期表示画面及び検索に該当した時の結果表示画面に一覧表示される。この一覧表示から、スクールの個別情報画面へのリンクが設定される。
- (2) プレミアムプランが適用されるスクールの個別情報画面及び一覧表示には、各スクールへの問い合わせボタンを付置し、ページ閲覧者が専用の問い合わせフォームを経由して各スクールが指定するメールアドレス宛に問い合わせを行うことができる。

第4条【開始と終了】

本サービスは、事務局が掲載希望者に対してスクールの掲載開始の連絡を行うことをもって、提供を開始したものとする。

- 2 事務局は、次の各号のいずれかに該当したスクールについて、ただちに本サービスの提供を終了する。
- (1) 第6条第1項第4号に基づく掲載終了の届け出があった場合
 - (2) 第6条第1項第2号に基づく届け出の有無にかかわらず、第2条各号の要件を満たさなくなったことを事務局が認定した場合
 - (3) 掲載中のスクール運営者が本規約に違反し掲載を継続すべきでないとして事務局が認定した場合

第5条【連絡・回答の確保】

掲載希望者は掲載申込後、電話、電子メール等により事務局と円滑に連絡がとれるようにしなければならない。

- 2 掲載中のスクール運営者は、情報の変更有無の確認を目的とした事務局からの照会に回答しなければならない。

第6条【変更等の届出】

掲載希望者及び掲載中のスクール運営者は、次のいずれかに該当したときは速やかに事務局に届け出なければならない。

- (1) 申込書等への記入内容又はかわさきのオケイコ♪へ掲載中の内容に変更があった場合
- (2) スクールの移転や廃業などにより第2条各号の要件を満たさなくなった場合
- (3) 掲載を続けることが望ましくない状況の変化(新規受講者募集の受付終了、信用失墜行為など)があった場合
- (4) 掲載の休止又は終了を希望する場合

(5) 標準プランへの変更を希望する場合

2 事務局は、前項各号の届け出を受けた場合、速やかに掲載の取り下げ又は内容変更の処理を行わなければならない。

第7条【遵守事項】

スクール運営者は、本サービスの利用終了後も含めて次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第3条第2号の問い合わせ機能を利用したものであるかにかかわらず、かわさきのオケイコ♪に掲載された内容に基づき閲覧者から各スクールへの問い合わせや体験受講の申込等があった場合、迅速かつ誠実に対応すること
- (2) 第3条第2号の問い合わせ機能により個人情報が提供された場合には、関係法令を遵守し、問い合わせへの対応及び事務局との情報共有のために必要な範囲内で利用し、相手方の同意を得ない第三者への開示は行わないこと
- (3) 次条第2項に定めるプレミアムプラン利用料金が発生したときは速やかにその旨を事務局に通知し、料金発生を知った日(料金が発生したことについて事務局から通知を受けた場合を含む。)から1か月以内に自ら手数料を負担して所定の額を事務局に支払うこと
- (4) 次条第3項の条件成立について受講者側が事務局へ申告することを口止め等により抑制しないこと

第8条【利用料金】

- 1 プレミアムプランが適用されるスクールの本サービス利用料金は成功報酬方式とし一定の成果が発生した場合のみ、1件当たり2,000円とする。
- 2 前項の成果発生条件は、第3条第2号の問い合わせ機能を用いて掲載中のスクールに対し連絡を行った者又はその者と同一生計の家族が、初回の連絡から90日以内に同スクールを受講開始し、同スクールへの受講期間が受講開始日(初回の受講日)から起算して6か月を経過した場合とする。
- 3 第2項の条件成立時点で当該スクールがプレミアムプランの適用を終了していても、成果は発生したものとす。
- 4 事務局は掲載希望者からの申請に基づき、第1項及び第2項の適用を除外し、掲載期間に応じた定額前払い方式によるプレミアムプラン利用料金を適用することができる。サービス利用料金(支払手数料は掲載希望者負担)は、掲載1件当たり次表のとおりとする。ただし、同一の運営者が複数の拠点について別々に掲載を申し込む場合、事務局は2件目以降については1件当たり規定の料金から1,000円割り引くことができる。

掲載期間	6か月	12か月
利用料金(税込)	10,000円	19,000円

- 5 事務局は、「音楽のまち・かわさき」推進協議会に掲載料金相当額以上の寄付等(物品又は役務等の無償提供を含む。)を行っていると認められる掲載希望者については、利用料金を免除することができる。
- 6 事務局が本条の規定を改正する場合には、掲載中のスクール運営者へ周知させるため、効力発生まで3か月以上の予告期間を設けなければならない。

第9条【同意事項】

掲載希望者は、次の各号を含む本規約の規定について承諾した上で申込を行うものとし、以後も一切異議を申し立てないこと

- (1) 申込書等の内容に基づき事務局で審査を行った結果、希望のプランで掲載できないことがあり、またその理由について回答できない場合があること
- (2) 掲載中の内容が事実と異なる若しくは本規約に違反している又はそれらの可能性があるが、当該スクールの運営者に連絡が取れない場合、事務局の判断で内容を変更又は削除する場合があること
- (3) 掲載開始前後を問わず、申込書等への当初記入内容の不備又は第6条第1項第1号の届け出を行わなかったことにより生じた責任・損害は当該スクール運営者がすべて負うこと
- (4) 本規約に違反したスクール運営者に対して、事務局が予告なく本サービスの提供を中断又は終了する場合があること
- (5) 天変地異など事務局の責めに帰さない理由により、事務局がやむを得ず本サービスを中断又は終了する場合があること
- (6) 第8条を除き、やむを得ない理由により事務局が予告なく本規約を改正する場合があること

第10条【事務局における個人情報の取扱い】

本サービスの提供にあたり事務局が取得する個人情報の取扱いについては、本規約とは別に、本サービスの利用過程で表示される各画面のほか、「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイト上で告知する内容による。

第11条【協議】

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、事務局及びスクール運営者の間で誠意をもって協議し解決に努める。

附 則

この規約は、2020年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、2020年7月21日から施行する。ただし、2020年7月20日までにプレミアムプランを適用された者は、施行日から起算して3ヶ月以内は旧規定を適用できるものとする。